

令和4年4月8日

株式会社ホープエナジーのお取引先 各位

〒104-0028 東京都中央区八重洲2-8-7福岡ビル9階
阿部・井窪・片山法律事務所
電話:03-3273-8179 FAX:03-3273-2033
破産者 株式会社ホープエナジー
破産管財人 弁護士 伊藤 尚

違約金・損害賠償に関する破産管財人の方針について 破産債権届出用紙等の送付について

拝啓 益々ご清栄のことと存じます。

さて、

- ① 株式会社ホープエナジー（以下「破産会社」といいます。）とお取引先各位との間に締結された電力供給に関する契約書に違約金条項が定められている場合の取扱いと、
 - ② お取引先各位が破産会社からの供給停止後に他の事業者から電力を調達する契約を締結された後の調達単価の増加による損害賠償の扱い
- について、多数のお問合せをいただいております。

そこで、破産管財人において、本件事案を巡る契約関係、適用される法規定、電力供給をめぐる情勢などを勘案して検討した結果、本件においては、これらの課題について、破産管財人として、以下のように取り扱わせていただく方針を定めましたので、本書をもってお知らせ致します。なお、この方針については、破産担当の裁判所にもご相談し、報告していることを申し添えます。

1 違約金について

違約金については、以下の方針による額につき、電力使用料金との相殺を認めます。

- (1) 電力供給に関する契約書に違約金条項が定められていない場合…相殺は認められません。
- (2) 電力供給に関する契約書に違約金条項が定められている場合…以下による相殺を認めます。
 - 貴社（貴庁）の契約に定められた違約金の計算方法に従って計算した金額を、同封のご請求書の電力料金から差し引いて、残額を、お支払い下さい。^{1 2}
 - 電力料金と相殺してもまだ違約金に残額がある場合は、相殺しきれなかった残額について、同封の「債権届出用紙」を用いて、後記に従い債権届出をなさして下さい。

¹ 同封のご請求書……同封のご請求書には正規の金額が記載されていますので、ここから、相殺する額を差し引いて、残額をお支払いください。

² 振込口座……振込口座については、支払円滑化のため、これまで破産会社が利用していたみずほ銀行及び三井住友銀行の口座を引き続き使用することとし、破産手続開始決定後も、破産管財人に対してお支払いいただく既発生の電気料金のお支払の受取口座として使用します。なお、ネットバンキングにて手続をされた際に、口座名義が「破産者(株)ホープエナジー破産管財人弁護士伊藤尚 [ヒサシ]」と表示されることがありますが、問題ありません。

これまで口座引落とし又はクレジットカード払いとしていた方は、今回は振込でお願いしたく、別紙「電力料金支払方法の変更のお願い」をご覧ください。

この債権は、「普通破産債権」となります。

- 違約金の計算と相殺額を示した別紙「相殺内訳の通知書」を、後記に従い破産管財人に送付して下さい（債権届出をする方はそれに同封して破産管財人に郵送。それ以外の方は、届出書は不要ですが、「相殺内訳の通知書」のみを破産管財人に郵送。）。
- 違約金の計算は、以下の計算であれば、破産管財人は相殺を認めます。
 - ① 基本的には契約書の記載に従い計算します。
 - ② 契約上、予定電力使用量等の計算期間が特定されていない場合は、契約の残存期間をもとに計算されていれば認めます。なお、月に満たない期間については日割り計算をなさして下さい。
 - ③ 契約電力の算定に際しては、直近の請求書記載の契約電力をもとにし、消費税込みの金額により計算していただいて結構です（違約金に消費税が課されるという意味ではありません。違約金・損害賠償金は不課税と史料します。）。

2 新規電力調達契約との単価差額（以下「単価差額」といいます。）の損害賠償について

破産会社の供給停止の後に別の電力供給会社と契約した際に、調達する単価が増額せざるを得なかった場合には、その単価差額は、破産会社の債務不履行による損害賠償請求権となりますが、その扱いは以下のとおりとなります。

(1) 破産手続開始決定日（3月25日）以前（当日を含む）に発生した損害

電力料金との相殺を認めます。

- 以下のとおりの計算方法に従って計算した金額を、同封のご請求書記載の電力料金から差し引いて、残額をお支払い下さい。振込口座については、注2と同じです。
- 電力料金と相殺後に、まだ3月25日より前の分の損害賠償金の残額がある場合は、後記に従いその残額について債権届出をなさして下さい。この債権は、「普通破産債権」となります。
- 損害賠償金の計算と相殺額を示した別紙「相殺内訳の通知書」を、後記に従い破産管財人に送付して下さい（債権届出をする方はそれに同封。それ以外の方は、破産管財人に郵送。）。
- 損害賠償金の計算は、以下の計算であれば、破産管財人は相殺を認めます。

具体的な実損額は、新規に契約された相手先における使用電力量とその料金が確定しないと固まらないものと拝察します。しかし、その確定には時間を要するところ、多くの方から、3月までの予算年度内の支払を4月中にしないと予算執行上困難が生ずるので、ぜひ4月中に相殺したいとの声があります。

そこで、破産管財人としては、以下の方法による概算計算で相殺され、その後実際の損害額が判明しても差額の精算はしないという前提であれば、概算計算による相殺を認めます。

- ・ 調達単価は、最終保障供給先の単価に基づき、単価差額を計算していれば認めます（ただし、他社からそれよりも低く調達できている場合には、実際の単価によって計算します。）
- ・ 相殺できる計算期間は、破産者からの供給が停止した日当日³～破産手続開始決定日（3月25日）までの日数です（以下、「X日」と記載します。）⁴
- ・ 供給停止した日から破産手続開始決定までの日数をX日として、

³ 中部電力管内は3月16日、北陸電力管内は3月17日、その他は3月22日の各午前0時に停止しています。

⁴ 「X日」……中部電力管内では3月16日～25日の10日間、北陸電力管内は3月17日～25日の9日間、その他の管内は3月22日～25日の4日間となります。

$(3 \text{ 月の予定電力使用量} \times X \text{ 日} \div 31 \text{ 日} \times \text{従量料金単価差額}) + (\text{契約電力 (数量)}^5 \times X \text{ 日} \div 31 \text{ 日} \times \text{基本料金単価差額})$

との計算式により計算した額（消費税は不課税と史料します。）を、同封の電力料金請求額から差し引き相殺して、残額を4月中にお支払いくだされば、破産管財人は、この相殺を認めます（後日実損額が判明しても精算をしないものとします）。⁶

(2) 破産手続開始決定後である3月26日以降に発生した損害

破産手続開始決定後である3月26日以降に発生した損害（同日以降契約期間満了までの間の単価差額による損害）は、破産後発生した損害として、劣後的破産債権となり（破産法97条2号、99条1項1号）、これを破産前に発生した電力料金支払債務と相殺することはできません。これを相殺するとのご主張は、破産管財人としては認められません。

この債権を請求したい方は、同封の「破産債権届出書」に記載し、「劣後債権」と付記して債権届出されれば受領します。ただし、「劣後債権」は、普通破産債権の配当率が100%を超える財団がないと配当はされませんので、あえて破産債権届出をしなくてもかまいません。

3 保証金との相殺を主張される方

破産会社から保証金を預かっている方は、これと上記違約金及び調達差額の損害賠償（破産前発生(1)部分のみです。）とを相殺することを認めます。上記と同様に別紙「相殺内訳の通知書」に記載して郵送していただき、残額をご返還下さい。同じ口座への振込で結構ですが、経理処理上、電力料金とは別口にしてご送金下さい。また、違約金+3/25までの損害賠償金との相殺後なお債権が残る方は、「破産債権届出書」を郵送して下さい。

4 違約金、破産手続開始決定日前の単価差額の関係

これらの双方について相殺をしたい方は、それらを合算して相殺して結構ですが、別紙「相殺内訳の通知書」にそのどれを各いくら相殺したかがわかるように記載して下さい。そして、相殺しきれない額がある方は、どの債権のどの額が残って債権届出の対象としているのかわかるように、「破産債権届出書」にも記載して郵送して下さい。

5 一自治体、一法人などのひとつの法主体において、複数の使用場所や複数の契約がある場合

複数の調達場所に関する請求を通算して計算して相殺することを認めます。その場合は、まず各請求についてそれぞれ各別に「相殺内訳の通知書」用紙をコピーして作成した上で、それを通算した計算結果が分かるような説明書を別に適宜の書式でお書き下さり、同封して下さい。

6 その他

- 破産管財人への名義変更届出の提出を求めておられる方がありますが、不要です。破産管財人は、破産会社の財産の管理処分権限を破産法により有している者で、債権を譲渡されたわけではありません。同様に委任状を求めておられる方がありますが、破産管財人は代理人ではないので、不要です。破産法により、当然に権限を持ちます。

⁵ 「契約電力 (数量)」は「2022年3月電気料金ご請求書」の基本料金算定の基礎となる数量(kw)となります。

⁶ 概算計算によらずに、後日、実際の調達差額が判明した時点で、実損額にて計算して相殺したいという場合は、概算計算での相殺はせずに、その旨お知らせいただくとともに、後日実損額で相殺して残額をご送金ください。その際、実損のデータなどをご提出いただいた上で、精査させていただきます。概算計算によって相殺なされた方は、その相殺で確定したものとし、後日実損額との乖離があっても、実損と概算との精算はしないものとします。

- 債権届出、相殺処理をするにあたり、破産会社との電力供給契約の解除通知を出さなくても、破産管財人としては結構です。
- 別紙「相殺内訳の通知書」の破産管財人への提出（債権届出書への同封、又は同通知書の破産管財人への郵送）をもって、破産管財人に対する相殺通知をされたものと扱います。別途の相殺の内容証明郵便等は、破産管財人としては求めません。
- 債権届出用紙は裁判所所定の書式を用いており、記入欄が小さいので、「□その他（立替金、求償金等）」の□に☑（チェック）を入れ、合計「金額」を記入し、「債権の内容及び原因」欄には「別紙のとおり」などと記入したうえで、適宜の書式で別紙を付けて具体的な内容を記載して下さい。
また、「破産債権届出書」の上部にある欄に、請求書記載の契約番号（10桁の数字）をご記入ください（1件分しか記入欄がないので、複数の契約分をまとめて提出するときは、別紙をお作りになり、契約番号を列記して下さい。）。
- 「破産債権届出書」は、同封の宛名用の記載（「封筒表書見本」）を切り取って封筒の表面に貼り付けて、破産管財人事務所までご送付ください。別紙「相殺内訳の通知書」を同封して下さい（後日のため、写しを控えとして保存下さるとよいと思います。）。⁷
- 同封の電力料金のご請求書（3月分）は、破産管財人名義としていますが、請求書データの作成日程の関係上、会社角印を付していますが、破産管財人の印影データを印刷に乗せることができていません。代わりに本書に印字した破産管財人の押印をもって、当職の押印とご認識ください。
- 発送作業の関係から、同一団体・自治体等に複数のご請求書を差し上げている先について、ご請求書の到達日が一両日ずれることがございます。「破産債権届出書」が複数お手元に届いた場合でも、併せて1通にご記入下さり、届出書は一団体・自治体等で1通提出して下さい。
- 同封した「電力料金支払方法の変更のお願い」は、これまで口座引落又はクレジットカード払いをしていたお取引先様に宛てたものです。先に4月5日付で発送したのですが、お取引先様の内部にて電力料金お支払いご担当部署への回付に時間を要された場合に備えて、念のため同じものを同封しました。これまで振込により電力料金をお支払いいただいていた方には関係ありませんので、その方はご放念下さい。
- 令和4年8月3日に東京地方裁判所で行われる財産状況報告集会（いわゆる債権者集会）には、とくに参加されなくても不利益はありません。
- 債権届出書に添付する証拠としては、破産会社との契約書は添付しなくて結構です。
また、概算計算で相殺した後の残額を届け出られる方は、とくに証拠の添付は要しません。
相殺内訳の通知書だけ同封して下さい。
実損額で相殺して届け出られる方は、実損額を証する証拠を添付して下さい。
- お問い合わせがありましたら、
破産会社の従来電話番号（TEL 092-716-1470）
にお問合せ下さい。

以上、宜しくお願い申し上げます。

敬具

⁷ 債権届出期限は令和4年5月16日です。これに遅れても破産管財人としては当面は異議を言わず、届出を受領します。ただし、他の債権者から遅れたことについて異議が出たときは、破産法上、別途の手続を要することがあります。